

名瀬小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月4日 (平成30年2月28日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもがすこやかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けてもっとも大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

学校いじめ防止対策委員会

(1) 委員会の構成員

管理職・教務主任・学年主任・児童支援専任・養護教諭等、また、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。(SC・SSW等)

(2) 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」は常設し、月1回は定期的開催のほか、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

(3) 委員会の活動内容

- 未然防止
 - ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作り
 - ・児童、保護者へのいじめ防止対策委員会の存在の周知
- 早期発見・事案対処
 - ・いじめの相談、通報窓口の設置
 - ・いじめ発見、対処のための情報収集と記録
 - ・いじめ(疑い含)を察知した場合、迅速な情報共有、アンケート調査、聞き取り
 - ・いじめを受けた児童への支援、いじめを行った児童への指導、対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施
- 取組の検証
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画及び活動事例の作成・実行・検証・修正
 - ・学校いじめ防止基本方針における年間計に基づき、いじめの防止等に係る校内研修会の企画と実施
 - ・学校いじめ防止基本方針の点検と見直し(PDCAサイクルの実行)

連絡・報告・支援

各学級・学年
・計画的な未然防止の指導の実施
・いじめの実態把握・早期発見

情報収集・情報提供

連携・情報提供

各担任

各学年

児童

保護者

地域
学校運営
協議会

関係機関
警察等

SC・SSW等
心理・福祉専門家

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対応

(1) いじめの未然防止

- ◆一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるようにする。
 - ・「名瀬小学校のきまり」をもとに、全職員がどの児童に対しても同じ指導、支援を行い、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
 - ・校内授業研究会、自主的な他学級の参観、また、幼稚園及び中学校の授業参観を通して、わかる授業の展開、すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫などの授業改善に努める。
 - ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用により、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
 - ・児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるようにする。(人権委員会児童主体の「名瀬っ子人権会議」等)
 - ・学級集会やたてわり活動(なかよしタイム)等の機会を充実させ、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、互いに関わりあひながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していけるようにする。

(2) いじめの早期発見

- ◆いじめを見逃さない、教職員の見守り体制を整える。
 - ・いじめの定義理解を含む職員研修を実施する。
 - ・職員会議や学年研、また児童指導委員会等における情報交換を通して、気にかかる児童、配慮を要する児童に関する情報を全職員で共有する。
 - ・児童のささいな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することなどのいじめを見逃さないための体制を強化していく。
 - ・特別支援教育に関する研修や地域療育センターによるコンサルテーションを実施し、職員が特別支援教育に関する理解を深め、児童一人ひとりに適切な指導、支援を行えるようにする。
 - ・定期的なアンケート、全市一斉のアンケート(いじめ解決一斉キャンペーン)を行い、いじめの実態把握、情報共有、指導・支援に努める。
 - ・スクールカウンセラーとの連携を深めるとともに、児童・保護者が相談しやすい環境整備に努める。また、必要に応じて地域療育センター、子ども家庭支援課等の諸機関との連携も図っていく。
 - ・インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して出前授業や研修、資料等の配布など、必要な啓発活動を実施し、児童、保護者、職員の意識を高める。

(3) いじめに対する措置

- ◆被害児童を第一に考え、迅速かつ的確な措置を行う。
 - ・いじめの疑いがあった段階で、学校いじめ防止対策委員会を開き、情報共有、対応方針決定を行い、記録する。
 - ・いじめの発見・通報を受けた場合には、学校いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。対処にあたっては、関係の保護者と協力する。
 - ・被害児童及び保護者に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアなどの支援を行う。
 - ・加害児童及び保護者に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
 - ・「いじめ」が犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、管理職の判断の基、直ちに警察に通報し、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

(4) いじめの解消

- ◆いじめの解消の要件
 - ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員への研修

- ◆4月 名瀬小学校基本方針の確認といじめ防止に係る研修
- ◆夏季 いじめ防止に係る職員研修
- ◆冬季 いじめ防止に係る職員研修

(6) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(7) 取組の年間計画 ※「指導委」は「指導委員会（児童指導）」を指す。

4月	5月	6月	7・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校いじめ防止対策委員会	学校いじめ防止対策委員会	学校いじめ防止対策委員会	学校いじめ防止対策委員会	学校いじめ防止対策委員会	学校いじめ防止対策委員会	学校いじめ防止対策委員会	学校いじめ防止対策委員会	学校いじめ防止対策委員会	学校いじめ防止対策委員会	学校いじめ防止対策委員会
指導委			個人面談				個人面談			指導委 幼保、中との引継
名瀬小学校いじめ防止基本方針の確認と研修	YPアンケート実施①		ブロック子ども会議 研修		YPアンケート実施②	名瀬っ子人権会議	人権週間いじめ解決一斉アンケート	研修		基本方針の見直し
豊かな人間関係を育む教育活動の充実（「各教科」「道徳」「学級活動」「総合的な学習の時間」等）										

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、学校いじめ対策基本方針を改訂し、あらためて公表する。